

令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト 「受験案内」の主な改正点の概要

1. 出題教科・科目等

旧教育課程履修者等に対する経過措置を講じないことに伴い、経過措置に関する記載を削除

2. 出願～出願後

- (1) 出願資格を証明する書類は提出する必要がない旨記載 (p. 22)
- (2) 出願時に希望した場合は、共通テスト出願サイトのマイページ上で成績を閲覧できること等を記載 (p. 28)
- (3) 検定料及び成績閲覧手数料について、支払方法は共通テスト出願サイトのマイページ上で選択することや、支払う際に手数料がかかること等を記載 (p. 29・30, 38)
- (4) 出願方法について、共通テスト出願サイトで行う出願手続の流れや注意点等を記載 (p. 31～39)
- (5) インターネット環境を利用することができない志願者は、大学入試センターへ事前に申し出て、許可された場合、郵送により出願できることを記載 (p. 39)
- (6) 出願内容の確認及び訂正について、共通テスト出願サイトのマイページ上で行うこと等を記載 (p. 40・41)
- (7) 受験票は、志願者が共通テスト出願サイトのマイページ上で取得すること等を記載 (p. 42～44)

3. 不正行為

- (1) 共通テスト出願サイトに故意に虚偽の内容を登録した場合は、不正行為となることを記載 (p. 36)
- (2) 共通テスト出願サイトから取得した受験票等の内容を改ざんすると、不正行為となることを記載 (p. 50)

4. 志望大学への出願等に係る手続

- (1) 各大学の大学入学共通テストを利用した選抜区分に出願する場合に、成績請求情報を提供するための手続が必要となること等を記載 (p. 53～55)
- (2) 国公立大学の入学手続に際して必要な「国公立大学入学確認票」について記載 (p. 56)

5. その他

個人情報の取扱いについて、「高等学校等卒業見込者」の出願資格で出願する志願者は、出願時に同意した場合、共通テスト出願サイトに登録された情報が在学する学校に提供されることを記載 (p. 62)